

計画策定にあたって

～第4期障がい者計画・第8期障がい福祉計画 ・第4期障がい児福祉計画改定のポイント～

目 次

1. 障がい者計画改定のポイント

- (1) 国・大阪府の障害者計画の基本的な考え方・・・1
- (2) 近年の法制度の動向・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 能勢町の障がいのある人を取り巻く現状と課題・3
- (4) 計画の基本理念、施策体系（骨子案）・・・・・・7

2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画改定のポイント

- (1) 第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画に係る
国の基本指針の見直し内容・・・・・・・・・・・・・・10
- (2) 計画の基本理念、基本方針（骨子案）・・・・・・・・・・13

能勢町

1 障がい者計画改定のポイント

「第4期能勢町障がい者計画」は、主に次のような内容を踏まえながら改定を行います。

(1) 国・大阪府の障害者計画の基本的な考え方

	国：障害者基本計画（第5次）〔令和5年度～令和9年度〕	大阪府：第6次障がい者計画（素案）〔令和9年度～令和14年度〕
基本理念	共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。	<u>すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり</u>
基本原則	地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調	① <u>真の共生社会・インクルーシブな社会の実現</u> ② <u>すべての人の命と尊厳の保持</u> ③ <u>障がいの有無によらない相互理解の促進</u> ④ <u>誰もが担い手となる地域づくり</u> ⑤ <u>多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ</u>
最重点施策	—	① <u>本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現</u> ② <u>障がい者の就労支援の強化</u> ③ <u>専門性の高い分野への支援の充実</u>
各分野に共通する横断的視点	・条約の理念の尊重及び整合性の確保 ・共生社会の実現に資する取組の推進 ①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用 ②アクセシビリティ向上に資する新技術に利活用の推進 ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・障害特性等に配慮したきめ細かい支援 ・障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進 ・PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進	① <u>障がい者の権利保障</u> ② <u>障がい者の差別の解消や虐待の防止</u> ③ <u>誰もが暮らしやすい環境の整備</u> ④ <u>情報保障及びコミュニケーションの推進</u> ⑤ <u>障がい者の生活を支える人材の確保・育成</u> ⑥ <u>地域の支援力の強化</u>

※上記は「第6次大阪府障がい者計画の策定について-意見具申（案）」

（第6次大阪府障がい者計画策定検討部会、令和8年3月）に基づく。

※下線は、第5次計画からの変更箇所を示す

(2) 近年の法制度の動向

法制度名	年月	内 容
こども基本法の施行	令和5年4月	こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」等を掲げている。
障害者総合支援法等の一部改正	令和6年4月施行、 一部令和5年4月、 10月施行	障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者や難病患者等の地域生活や就労の支援の強化等が講じられた。
児童福祉法の一部改正	令和6年4月	児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別に関わらず障がい児を支援できるよう、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこととされた。
障害者差別解消法の改正	令和6年4月施行	民間事業者による合理的配慮が努力義務から義務化になったほか、障害者への対応に関する体制整備・周知啓発の強化、相談・紛争解決の仕組みの充実等が盛り込まれている。
孤独・孤立対策推進法	令和6年4月施行	「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざし、必要な支援が行われることが明記された。
こども性暴力防止法	令和6年6月公布、 令和8年12月施行	児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられた。
2024年度障害福祉サービス等報酬改定等	令和6年4月、6月、 令和7年10月	障害福祉分野の人材確保のため、介護と同水準の処遇改善を行うとともに、障がい者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行った。また、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するためのサービスとして、「就労選択支援」が新設された。
手話に関する施策の推進に関する法律	令和7年6月施行	手話がこれを使用する方にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であることを認識し、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）	令和7年10月改正 施行	高齢者や低額所得者等住宅の確保が困難な人（住宅確保要配慮者）が安心して賃貸住宅に入居できるようにするための施策を進め、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。
高次脳機能障害者支援法	令和8年4月施行	高次脳機能障がい者への理解の促進と、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活支援にわたる支援を切れ目なく受け入れられるようにするため、令和7年12月に成立し、令和8年4月から施行された。
社会福祉法等の一部を改正する法律（案）の閣議決定	令和8年4月閣議決定	質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様な複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援の確保を目的とする。令和9年4月1日施行予定。

(3) 能勢町の障がいのある人を取り巻く現状と課題

能勢町の現況、考慮すべき社会情勢、アンケート調査及びヒアリング結果をもとに、能勢町の障がいのある人を取り巻く現状と課題を整理します。

能勢町の現況	*詳細は参考資料1 参照
○本町の人口は減少傾向が続いており、令和7（2025）年現在は8,879人となっている。 ○世帯数は近年4,500世帯台で横ばいに推移している一方で、1世帯当たりの人員は令和6年に2.0人を下回り、令和7年現在は1.96人/世帯となっており、世帯の小規模化が進んでいる。 ○身体障害者手帳所持者は485人で、年代別では70歳代、80歳代が中心となり、60歳代以上が全体の8割強を占めるなど高齢化が顕著である。 ○療育手帳所持者は197人で、年代別では50歳代が最も高く、障害程度別では重度である「A」が過半数を占めている。 ○精神障害者保健福祉手帳所持者は93人で、年代別では40歳代・50歳代で過半数を占め、等級別では2級が中心となる。	
考慮すべき社会情勢	
○様々な事情からサービスにつなげることができずに孤立しているケース、8050問題やダブルケア等世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、公的な福祉サービスの狭間にあるケース等、既存の福祉サービスでは対応が困難なケースが顕在化している。 ○核家族化や地域のつながりの希薄化等、人々のつながりが弱くなってきたことにより、家族内及び地域内の支援力が低下してきている。 ○障がいのある人への支援ニーズが拡大する一方で、サービスを提供する事業者等の人材不足が深刻化している。 ○発達障がいを中心に支援を必要とする児童が急増しており、身近な場所で必要な支援が受けられる環境づくりが必要となっている。 ○精神保健に関する課題が子育て、介護、困窮者支援等分野を超えて顕在化し、複雑多様化している。 等	
前計画の検証	*詳細は参考資料4 参照
○計画に基づき施策を推進し、目標どおり進捗している事業が多くを占めるものの、一部については、サービスを展開するための人材、事業者等の不足等により、サービスや事業の休止又は縮小を余儀なくされている状況にある。 ○今後も障がいのある人の地域生活を支援していくうえで、事業・サービス内容の見直しや他機関との連携強化が必要な取組があり、事業者や関係機関との協議のもと、効果的な事業展開等について検討していく必要がある。	

手帳所持者対象アンケート調査結果の概要

*詳細は参考資料2 参照

○あなた自身のことについて

参考資料2 P2～7

高齢化が進んでおり、単身や施設での生活も一定数みられる。住まいへの満足度は高い一方、家族と暮らしたい意向が多く、在宅サービスや医療、経済的支援の必要性がうかがえる。

○障がいの状態について

参考資料2 P8～10

重度の割合が高く、肢体不自由を中心に多様な障がいが見られる。中途障がいも多く、発達障がいや難病なども一定数みられる。

○要介護認定や障がい福祉サービスの利用について

参考資料2 P11～15

介護保険や障がい福祉サービスの利用は全体として低く、未利用者が多い状況にある。一方で相談支援など一部サービスには利用や利用意向もみられ、必要とする層の存在がうかがえる。

○日常生活について

参考資料2 P16～25

外出している人は多いが、公共交通機関の不足が大きな課題となっている。外出や金銭管理等で介助が必要な人も多く、家族や施設職員が支援の中心となっている。

○相談について

参考資料2 P26～30

困りごとは健康や老後に関するものが多く、相談先は家族が中心となっている。相談体制は一定の満足がある一方、相談先が分からない人もおり、窓口の認知は低い。

○情報収集について

参考資料2 P31～34

広報誌などから情報を得る人が多い一方で、情報を入手していない人も多い。情報の入手方法が分からないとの回答も多く、情報が十分に行き届いていない状況がうかがえる。

○就労について

参考資料2 P35～38

就労している人は少なく、福祉的就労が中心となっている。収入の低さや通勤の負担がみられ、就労支援として、職場での理解や通勤手段の確保、職場での援助を必要とする声が多くみられる。

○火事や地震、豪雨（台風・暴風）などの災害時のことについて

参考資料2 P39～41

避難場所を知らない人が多く、単独で避難できない人も多い。近隣で助けてくれる人の有無も分からない人が多く、災害時の対応に不安がみられる。

○権利擁護について

参考資料2 P42～51

差別解消法や合理的配慮などの認知度は低く、多くが知らない状況にある。差別や虐待の経験は一部にみられ、成年後見制度への関心も一定程度存在している。

○感染症の対策について

参考資料2 P52

ワクチン接種への支援ニーズが高く、事業所が閉鎖しないような支援や、外出しなくてもできる手続きへの要望がみられる。

○今後の取組について

参考資料2 P53～55

サービス内容や利用方法に関する情報を求める声が多く、手続きの分かりやすさが求められている。また、移動手段や経済的支援に関する要望が多くみられる。

○就園・就学について

参考資料2 P56～59

通学や授業についての課題がみられ、相談体制や個別指導への要望が高い。進路については不明とする人も多く、就学前から卒業後の進路まで切れ目ない、一貫した支援の必要性がみられる。

事業所・関係団体アンケート及びヒアリング結果の概要		＊詳細は参考資料3 参照	
【事業所】		【関係団体】	
○事業所の運営課題 参考資料3 P2～9 事業所の運営課題は、「人材の確保・定着」が9割強を占め最も多く、正職員、非常勤ともに確保が困難な状況となっている。また、過去に利用者からの依頼に対して、受入れ（サービス提供）ができなかったことが「ある」との回答が7割弱を占めており、その理由として、「受入体制の不足（人員・設備・定員超過等）」が半数を占めており、中でも人員不足が深刻である状況がうかがえる。		○活動課題 参考資料3 P31 活動を進めるうえで直面している問題点・課題として、会員の高齢化もあり、家族会への参加者数が減少しており、新たな入会者も少なく、活動継続が困難な状況となっていることがうかがえる。	
○サービスの質・量の確保に向けた課題 参考資料3 P10～11 サービスの質・量を確保していくために必要なことは、「サービス提供のための人材の確保・定着」、「職員のスキルアップ」、「送迎にかかわる負担（時間、燃料費等）の軽減」、「障がい・医療・保健・福祉・介護・児童等の連携強化」等の意見が寄せられた。		○障がい者（児）に対する福祉サービスについて感じる事 参考資料3 P33 ・親子の高齢化に伴い、通所系サービスの利用から施設入所への移行を考えている。 ・移動支援を充実してほしい（ガイドヘルパーの増員、介護タクシー利用料金の補助等）。 ・サービス利用対象者が、必ずしもサービスの利用につながっていないケースがある。	
○障がいのある方が地域で生活する条件 参考資料3 P25～26 障がいのある方が地域で生活する条件として、「介護者の確保」、「外出しやすい生活環境」、「地域住民の理解」が特に高い割合を占めている。		○今後、特に力を入れて取り組むべき施策 参考資料3 P35 外出支援の充実（交通機関の整備充実、ガイドヘルパー利用料の助成等）、障がい者雇用の改善 等	
○町に望むこと 参考資料3 P28～29 事業者として町に望むことは、「障がい福祉に関する最新・適切な情報提供」が7割弱を占め最も多く、次いで「事務手続きの簡略化」、「障がい福祉サービス事業従事者の人材確保・定着のための支援」となっている。			



課題の整理

① 福祉人材の確保・育成、定着

障がい福祉サービスの提供を担う人材の確保・育成、定着が喫緊の課題となっており、処遇の改善や魅力ある職場づくり等、多様な関係機関との連携に基づく人材確保への取組を強化していく必要がある。

② 交通移動手段の充実

障がいのある人の外出や積極的な社会参加を促進するためにも、交通手段の確保と利用の利便性向上、外出支援等の移動環境の整備充実を推進していく必要がある。

③ 総合的な相談支援体制の充実・情報アクセシビリティの向上

障がいのある人やその家族が身近に相談できる窓口の周知や総合的な相談支援体制の充実を図る必要がある。
また、福祉サービスや制度等に関するわかりやすい情報提供やアクセスのしやすさへの配慮を図る必要がある。

④ 地域生活支援の充実

介護家族の高齢化に伴い、親亡き後の地域生活を支援するための方策を検討する必要がある。また、ニーズに対応した障がい福祉サービスの提供体制の充実や就労支援、発達支援等多岐にわたる支援の充実が求められる。

⑤ 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが不自由なく、安心してくらすことができるよう、公共施設等のバリアフリー化や差別や偏見のないところのバリアフリーの推進、防災・防犯対策の充実等を通して、安全で安心な福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

(4) 計画の基本理念、施策体系（骨子案）

計画の連続性、整合性を図る観点から、「第4期能勢町障がい者計画」においても、前計画の基本理念及び施策の体系を継承することとし、施策の方向性については、前項で整理した国・大阪府の動向や本町の障がいのある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、見直しを行います。

現行計画の施策体系

基本理念	
住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち	
計画の基本的視点	(1) 共生社会づくりの推進 (2) 当事者本位の支援展開 (3) 総合的かつ分野横断的な施策の推進
施策分野	施策の方向性
1. 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	(1)福祉のまちづくり (2)住環境の整備 (3)情報アクセスの整備 (4)防災・防犯対策の充実
2. いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進	(1)雇用・就労の促進 (2)福祉的就労の場の整備促進 (3)職業リハビリテーションの充実 (4)スポーツの振興 (5)文化・芸術活動の推進
3. 生活の質(QOL)を高める生活支援の推進	(1)福祉サービスの充実 (2)生活における相談支援等の基盤整備の充実
4. 心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進	(1)保健サービスの充実 (2)医療体制の充実
5. とともに学び成長する療育・教育の推進	(1)療育・幼児教育の充実 (2)学校教育の充実
6. 人権を尊重し合い、ともに生きるための啓発と交流の推進	(1)啓発活動の推進 (2)交流の促進

次期計画の施策体系(案)

赤字は変更箇所

基本理念	
住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち	
計画の基本的視点	(1) 共生社会の 実現に向けた取組 の推進 (2) 当事者本位の 総合的かつ分野横断的な支援 (3) 障がい特性等に配慮したきめ細かな支援
施策分野	施策の方向性
1. 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	(1)福祉のまちづくり (2)情報 アクセシビリティの向上 (3)防災・防犯対策の充実
2. いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進	(1)雇用・就労の促進 (2) 障がい特性に応じた就労支援 (3) スポーツ、文化・芸術活動等の振興
3. 生活の質(QOL)を高める生活支援の推進	(1)福祉サービスの充実 (2)相談支援等の 充実強化 (3) 地域生活移行の促進・定着 (4) 保健・医療・福祉・介護の連携
4. 心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進	(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実 (2) 精神保健福祉の推進
5. とともに学び成長する療育・教育の推進	(1)療育・幼児教育の充実 (2)学校教育の充実
6. 人権を尊重し合い、ともに生きるための 理解 と交流の推進	(1) 相互理解の促進 (2)交流・ ふれあいの促進

■現行計画における施策分野別の施策・取組

施策分野	施策の方向性	施策・取組
1. 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくり	1 バリアフリー化の推進等福祉のまちづくりのための環境整備 2 交通手段の充実
	(2) 住環境の整備	1 住環境の改善・整備 2 地域生活基盤の整備
	(3) 情報アクセスの整備	1 コミュニケーション支援の充実 2 行政情報アクセスの整備
	(4) 防災・防犯対策の充実	1 情報連絡体制の整備 2 防犯対策の啓発、防犯活動
2. いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進	(1) 雇用・就労の促進	1 啓発活動の実施 2 関係機関との連携 3 障がいのある人の町職員採用の推進
	(2) 福祉的就労の場の整備促進	1 福祉的就労の場の確保
	(3) 職業リハビリテーションの充実	1 就業継続のための支援 2 職業リハビリテーション事業の充実
	(4) スポーツの振興	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	(5) 文化・芸術活動の推進	1 情報提供の充実 2 障がいのある人の文化・芸術・レクリエーション活動推進
3. 生活の質(QOL)を高める生活支援の推進	(1) 福祉サービスの充実	1 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定
	(2) 生活における相談支援等の基盤整備の充実	1 地域自立支援協議会を中心とした相談体制の整備 2 基幹相談支援センターを中心とした相談体制の整備
4. 心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進	(1) 保健サービスの充実	1 相談機能、保健指導の充実 2 母子保健相談の実施 3 二次障がいの予防や疾病への対応
	(2) 医療体制の充実	1 診療体制の充実 2 情報連携の推進
5. とともに学び成長する療育・教育の推進	(1) 療育・幼児教育の充実	1 療育相談の実施 2 保育所等における障がい児の受け入れ体制の充実 3 発達障がいへの支援
	(2) 学校教育の充実	1 学校教育の環境充実 2 障がい状態の多様化にあわせた教育内容の充実 3 福祉教育の推進 4 就学・教育相談の充実 5 特別支援教育を展開する学校等に対する支援の推進
6. 人権を尊重し合い、ともに生きるための啓発と交流の推進	(1) 啓発活動の推進	1 啓発活動の推進 2 権利擁護の推進
	(2) 交流の促進	1 住民のふれあいや交流を促進する事業の充実 2 ボランティアグループ・サークルの育成と活動の支援

	アンケート結果による変更
	国・大阪府の動向による変更
	表現及び構成の見直しによる変更

■第4期障がい者計画における施策分野別の施策・取組(案)

施策分野	施策の方向性	施策・取組	
1. 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくり	1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 2 外出支援・交通手段の充実	3 住環境の改善・整備
	(2) 情報アクセシビリティの向上	1 意思疎通支援の充実 2 行政情報のアクセシビリティの向上	3 情報格差の解消
	(3) 防災・防犯対策の充実	1 防災知識の啓発・広報 2 災害時の支援体制の整備	3 防犯対策、消費者安全対策の推進
2. いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進	(1) 雇用・就労の促進	1 障がい者雇用に関する啓発活動の実施	2 雇用の確保
	(2) 障がい特性に応じた就労支援	1 福祉的就労の場の確保 2 就労支援事業の推進	3 職業リハビリテーション事業の充実
	(3) スポーツ、文化・芸術活動等の振興	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進 2 文化・芸術・生涯学習活動の推進	3 情報提供の充実
3. 生活の質(QOL)を高める生活支援の推進	(1) 福祉サービスの充実	1 障害福祉サービスの量的・質的充実 2 地域生活支援拠点等の機能強化	3 障がい福祉人材の確保・育成 4 経済的支援の推進
	(2) 相談支援等の充実強化	1 包括的な相談支援体制の構築	2 意思決定支援の推進
	(3) 地域生活移行の促進・定着	1 福祉施設等から地域生活への移行支援	2 生活の場の確保等
	(4) 保健・医療・福祉・介護の連携	1 重度障がいの人や医療的ケア児支援に向けた体制整備 2 難病患者、高次脳機能障害に対する支援	3 強度行動障害等への支援の検討
4. 心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進	(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実	1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見 2 適切な医療・リハビリテーションの提供	3 二次障がいの予防や疾病への対応
	(2) 精神保健福祉の推進	1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 2 こころの健康づくりの推進	
5. とともに学び成長する療育・教育の推進	(1) 療育・幼児教育の充実	1 療育体制の充実 2 保育所等における障がい児の受け入れ体制の充実	3 発達障がいへの支援
	(2) 学校教育の充実	1 学校教育の環境充実 2 インクルーシブ教育の推進 3 就学・教育相談の充実	4 特別支援教育を展開する学校等に対する支援の推進
6. 人権を尊重し合い、ともに生きるための理解と交流の推進	(1) 相互理解の促進	1 障がいに関する理解と合理的配慮の提供 2 差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進	3 学校教育等における福祉教育の推進
	(2) 交流・ふれあいの促進	1 住民のふれあいや交流を促進する事業の充実 2 ボランティアグループ・サークルの育成と活動の支援	

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画改定のポイント

「第8期能勢町障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」は、主に次のような内容を踏まえながら改定を行います。

(1) 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直し内容

- 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、サービス基盤整備の目標の設定や次期計画策定にあたってのポイントを定め、障害のある人への支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的にはかれるようにすることを目的とするものです。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定期間に合わせ、3年に1度見直されます。
- 今回、労働力不足への対応、地域生活への移行の更なる促進、新たな就労支援制度の導入等について見直されており、主な見直し事項は次のとおりです。

■基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 引き続き、施設からの地域移行の促進が求められています。
 - ・令和11年度末現在の施設入所者数について、令和7年度末の5%以上削減する目標が設定
 - ・医療的ケアが必要な人や強度行動障害の状態にある人等の重度障害者であっても、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の確保
 - ・地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会・場の提供、地域生活支援拠点等の整備等、自立した生活を希望する人に対する支援体制の整備 等

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、新たな指標が導入されています。
 - ・退院患者の精神病床への30日以上再入院率について目標値を設定し、保健・医療・福祉の連携支援体制を強化
 - ・家族等の身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を令和15年度末までに全国で100万人以上養成することを目指し、各自治体で目標を設定
 - ・「K6(こころの健康状態を簡単にチェックするための6つの質問からなる心理尺度)」を活用し、住民のこころの状態を把握、評価 等

③ 社施設から一般就労への移行等

- 令和7年10月より開始された「就労選択支援」を軸とした体制整備が求められています。
 - ・自立支援協議会の設置圏域ごとに、就労選択支援事業所を1事業所以上設置、就労選択支援の利用者数を令和11年度に全国で8万2,000人以上とすることを成果目標に設定
 - ・新たに就労継続支援A型等を利用する際にも、原則として「就労選択支援」によるアセスメントが必要となるため、就労選択支援の積極的な利用を促すための体制を整備
 - ・地域移行にかかる入所者の意向確認の取組の推進
 - ・福祉施設から一般就労への移行実績に基づき、令和11年度に向けた高い目標値（令和6年度実績の1.31倍以上等）が設定 等

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備が求められています。
 - ・令和11年度末までに、各市町村において、(1) 発達支援・家族支援、(2) スーパーバイズ・コンサルテーション（支援内容等の助言・援助）、(3) インクルージョン推進、(4) 相談機能の4つの中核的な支援機能を備える児童発達支援センターを確保
 - ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
 - ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設 等

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- 相談支援の中心となる基幹相談支援センターの設置を小規模な自治体も含めて一層推進することが求められています。
- 相談支援専門員の計画的な養成を通じ、本人や家族がのぞまないセルフプラン（身近な地域に障害児相談支援事業者がないために、自ら計画を作成せざるを得ないプランをいう。）の解消に取り組むことが求められています。
 - ・身近に相談支援事業所がない場合、本人や家族が作成するセルフプラン（のぞまないセルフプラン）を、令和11年度末までにゼロ件とする成果目標の新設 等

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための 生産性の向上【新規事項】

- 将来にわたり安定的にサービスを提供するため、人材確保と当事者視点に立ったケアの充実のための「生産性向上」が基本指針の新しい柱として設定されました。
 - ・専門性を高めるための研修の実施、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策等の実施【人材確保】
 - ・相談支援員の活用や社会福祉士や精神保健福祉士の養成機関等と相談支援事業所との連携による相談支援を担う人材の確保【人材確保】
 - ・介護テクノロジー（ロボット、ICT等）の導入、手続き負担の軽減、事業者間の連携等を進め、職員が直接ケアに集中できるよう推進【生産性向上】

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドライン等を踏まえた取組の推進
- ・利用者のサービス選択に資する情報公表制度の徹底や指定障害福祉サービス事業所等に対する運営指導・監査の適正な実施 等

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組 等

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

高次脳機能障害に関する相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推進 等

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

中山間地域や人口減少地域等サービスの維持が難しい地域で、共生型サービス（高齢者も障害者も利用できるサービス）や多機能型事業所等、現行制度の活用等も図りつつ、サービスを途切れさせない取組の推進 等

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

親亡き後の生活等、複雑で複合的な課題に対応するため、重層的支援体制整備事業の活用等、福祉分野を超えた包括的な支援体制の整備推進 等

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

グループホーム等の居住に関するサービス提供について、住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や自治体の住宅担当部局、居住支援協議会（Osaka あんしん住まい推進協議会等）との連携推進 等

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

総量規制の対象サービス（グループホームを含めて8サービス）が地域のニーズに対して過剰とならないように、新たな仕組みを設定等

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・各自治体における虐待の事実確認調査の徹底と虐待対応体制の整備、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・サービス担当者会議等に本人が同席することを徹底するなど、本人の意思を尊重する取組の一層の推進 等

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

スポーツ・健康増進活動を通じて、障害者の社会参加を促進するとともに、共生社会の実現を目指す 等

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

災害対策基本法等の改正を踏まえ、防災部局や職能団体（社会福祉士会、介護福祉士会、医師会等）等との連携、施設・事業所等の耐災害性強化対策の推進 等

(2) 計画の基本理念、基本方針（骨子案）

基本理念及び基本方針については、基本指針に基づき、以下のとおり設定します。

能勢町・現行	国・改定後	能勢町・改定(案)
【基本理念】 基本理念は、計画の連続性、整合性を図る観点から、第3期障がい者計画の基本的な考えを継承するものとします。 『住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、 支えあい共に生きるまち』 【基本方針】 (1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス体制の整備 (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 (5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援 (6) 障がい福祉人材の確保・定着 (7) 障がいのある方の社会参加を支える取組	一 基本的理念 市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障害児の健やかな育成のための発達支援 <u>6</u> 障害者の社会参加を支える取組定着 ※「障害福祉人材の確保・定着」については、人材確保が喫緊の課題となっており、人材確保を推進するため、基本指針上に1つの項目として新たに柱立てし、記載を充実させています。（本項から、「五 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する基本的考え方」に移行）	【基本理念】 基本理念は、計画の連続性、整合性の観点から、本計画においても、「第4期能勢町障がい者計画」の基本的な考えを継承するものとします。 『住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、 支えあい共に生きるまち』 【基本方針】 (1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス体制の整備 (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 (5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援 (6) 障がい福祉人材の確保・定着 (7) 障がいのある方の社会参加を支える取組 ※「障がい福祉人材の確保・定着」については、本町においても喫緊の課題であり、引き続き重点的に取り組んでいく必要があることから、「基本方針」の一つに位置付けるものとします。

基本方針案	見直しの視点
1)障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援	
【現行計画の記載内容】 共生社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めていきます。	● 本人の意思を尊重する取組の一層の推進 [国の見直し⑭] ● 成年後見制度の周知・利用支援 [アンケート]
2)障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施	
【現行計画の記載内容】 身体障がいのある方、知的障がいのある方及び精神障がいのある方、難病患者等の18歳以上の者並びに障がいのある子どもを対象に、本町が実施主体となり、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、大阪府の適切な支援等を通じて、格差のない等しく受けられる障がい福祉サービスを、どこでも受けることができる均てん化を図ります。 また、発達障がいのある方及び高次脳機能障がいのある方については、精神障がいのある方として障害者総合支援法に基づく給付の対象であり、難病患者等についても、同様に給付対象として、必要な情報提供を行うなどの取組を進めます。	● 高次脳機能障害者に対する支援 [国の見直し⑨] ● 様々な障がい特性に応じたサービス提供体制の整備 [国の見直し⑧] ● 人口減少地域におけるサービスの維持・確保 [国の見直し⑩] ● 情報取得・利用困難者への対応 [アンケート]
3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス体制の整備	
【現行計画の記載内容】 障がいのある方等の自立支援の観点から入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人等によるインフォーマルサービスの提供など、本町の地域資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。	● 医療ケアが必要な人、強度行動障害の状態にある人等重度障害者であっても地域生活への移行が可能となるサービス提供体制の確保 [国の見直し①] ● 「就労選択支援」を軸とした体制の整備 [国の見直し③] ● 障害福祉サービスの質の確保等 [国の見直し⑦] ● 住宅セーフティネット制度との連携 [国の見直し⑫] ● 交通移動手段の充実 [アンケート]

基本方針（現行計画）	見直しの視点
4)地域共生社会の実現に向けた取組	
【現行計画の記載内容】 地域共生社会の実現に向けて、障がいのある方が権利の主体として、尊厳をもってより豊かに自分らしく生活する社会を実現するため、全ての住民が人権を尊重し、差別や偏見を取り除き、互いに理解を深めることが必要です。そこで、地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保とともに、本町の地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に努めます。そのため、次のような支援を一体的に実施する事業を踏まえて検討します。 ● 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応やつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援 ● 相談支援と一体的に行う就労支援・居住支援等多様な社会参加に向けた支援 ● 交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の機能を備えた支援 ● 差別のない社会の実現に向け、障がいのある方やその家族への理解を深めるための支援	● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [国の見直し②] ● 親亡き後の生活等への支援体制の整備促進 [国の見直し⑪] ● 障害者等に対する虐待の防止等 [国の見直し⑭] ● 災害時における障害福祉サービス提供の確保 [国の見直し⑯] ● 8050 問題や親亡き後の生活等の課題への対応 [アンケート]
5)障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援	
【現行計画の記載内容】 本人の最善の利益を考慮し、健やかな育成を支援するため、障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の充実を図ります。 また、障がいのある子どものライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。	● 障害児支援の提供体制の整備等 [国の見直し④] ● 「のぞまないセルフプラン」の解消 [国の見直し⑤]

基本方針（現行計画）	見直しの視点
6)障がい福祉人材の確保・定着	
【現行計画の記載内容】 障がい福祉を担う人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修、多職種間の連携の推進とともに、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等に取り組みます。	●介護テクノロジーの導入促進等による生産性向上 [国の見直し⑥] ●障がい福祉現場におけるハラスメント対策 [国の見直し⑥]
7)障がいのある方の社会参加を支える取組	
【現行計画の記載内容】 障がいのある方の社会参加を促進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図るなど、情報保障や文化施設のバリアフリー化などに努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備を推進することによって、障害者文化芸術活動推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）（平成 30 年 6 月施行）に基づいた多様な文化芸術活動に参加する機会の確保等に取り組みます。また読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）（令和元年 6 月施行）に基づき、視覚障がいのある方等の読書環境の整備の推進を図ります。	●スポーツ・健康増進活動を通じた社会参加の促進 [国の見直し⑮] ●外出支援・移動手段の確保 [アンケート]